

第3 事業年表

1 沿革

明治	初期	・し尿のくみ取り及びごみの処理は、業者が外国人居留地や市街地の一部を行っていたと伝えられる。
	33年	・汚物掃除法が公布され、し尿のくみ取りについては、依然業者が行っていたがごみの処理は市の直営に移され、それを民間の業者に請負わせていた。
大正	7年	・ごみの処理が、市衛生課の直営となった。
	13年	・市の直営によるくみ取りが開始され、公共施設及び申請のあった一部民家等を対象にし尿処理が行われた。
昭和	6年	・滝頭ごみ処理所竣工。(昭和31年廃止)
	18年	・第二次世界大戦激化に伴い清掃事業はほとんど休止となった。
	21年	・各区にごみ取扱出張所を設置、戦後はじめて汚物の収集を行った。
	26年	・衛生局清掃課が廃止され、新たに清掃局発足。
	29年	・汚物掃除法が廃止され、新たに清掃法施行。それに伴い、横浜市清掃条例・清掃規則施行。
	35年	・ごみ定時制収集を3,225世帯にはじめた。
	42年	・「横浜市し尿処理問題研究会」を設置、同年11月同会より人頭制採用等の報告が出された。
	44年	・し尿くみ取り料金を人頭制に切り替えた。 ・焼却工場近代化の緒「磯子工場」竣工。(昭和59年3月廃止) ・粗大ごみの収集開始。
	45年	・清掃協力員制度発足。 ・「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定。
	46年	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行に伴い、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」公布、施行。
	47年	・清掃施設見学会、清掃主婦講座等開催。
	48年	・局名を「清掃局」から「環境事業局」に変更。 ・し尿くみ取り制度を許可制から委託制に移行。 ・余熱利用施設を併設した「旭工場」竣工。
	49年	・余熱利用施設を併設した「港南工場」竣工。(平成18年11月廃止)
	51年	・余熱利用施設を併設した「南戸塚工場」(栄工場)竣工。(平成17年10月廃止)
	53年	・「ヨコハマさわやか運動」が発足。
		・通産省工業技術院が金沢区に建設した都市ごみ再資源化実験プラント(スターダスト'80)の運転研究開始。(昭和57年終了)
	54年	・「さわやか号」3台を3特別事務所に配備。
	55年	・余熱利用施設を併設した「保土ヶ谷工場」竣工。 ・環境事業協力員制度10周年を記念して、協力員の表彰を実施。
	56年	・ごみの資源化・減量化をテーマにした「資源化展」実施。
	57年	・第1回資源集団回収優良団体表彰式を実施。
	58年	・焼却残灰再利用施設(栄工場内)稼働。 ・「横浜市リサイクルセンター」(自転車リサイクルセンター)開設 (平成16年3月をもって廃止)
	59年	・使用済み乾電池の分別収集を開始。 ・余熱利用施設を併設した「北部工場」(現在の都筑工場)竣工。
	60年	・「環境事業さわやかママさん懇談会」発足。 ・散乱ごみ防止を目的とする「よこはまクリーンキャンペーン」実施。 ・全国初の全電動ごみ収集車の試用を開始。
61年	・金沢区「海の公園」であき缶回収システム(デポジット方式の実験)開始。(平成13年3月終了)	
62年	・一般家庭ごみ全市域週3回収実施。 ・第3回トレイシンポジウムを横浜で開催。	

2 最近の事業

年	月日	一般事項	月日	ごみ・し尿処理関係
平成元年	3.25	横浜博覧会開催（10月1日まで）	4. 1 5.31 7. 1 10. 1	し尿処理手数料の集金制から口座振替制・納入通知書に切り替え。 横浜市清掃事業料金委託（株）へのし尿処理手数料収納委託業務の廃止。 資源集団回収実施団体への定額奨励金助成の導入。 し尿処理委託業者（陸上）の業務轉換を実施（8業者10台）
	11. 12.	再生紙の導入（当局、12月に全市に導入） ごみ収集車色彩デザイン及び環境事業シンボルキャラクターの公募（1月まで）	11. 1	直接搬入ごみの本市施設への事前申告制を採用。
平成2年	4.23	環境事業シンボルキャラクターを「クリーンバード」に決定。	1.	古紙回収モデル事業の実施（当局）
	6.23	ごみ収集車色彩デザインコンペを実施し、市民投票により収集車色彩デザインを変更。	6. 1 9.19 10. 1 12.12	特別事務所（粗大ごみ）を廃止し、一般収集事務所（家庭ごみ）に業務を統合。 鶴見工場建設工事着工。 粗大ごみ収集方式を、ステーション方式から電話申し込みによる申告制戸別収集方式に変更。 資源集団回収実施団体への助成を従量制（3円/kg）による奨励金に変更。 し尿処理委託業者（陸上）の業務轉換を実施（10業者12台） 資源ごみ分別収集モデル事業開始（旭区、緑区の5万世帯を対象）
平成3年	4.26	「再生資源の利用の促進に関する法律」の公布（10月25日施行）	3.31 4. 1 4.12 4.23	し尿・浄化槽汚でい海洋投入処分の廃止に伴い、出田検認所廃止。 し尿処理委託業者（海上）の業務轉換を実施（6業者6隻） し尿・浄化槽汚でい全量陸上処理の開始。 港南リサイクルプラザ開設。 MM21 地区集じんセンター「みなとみらい・21クリーンセンター」一部稼働。
	9.25	「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布（10月1日施行） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策」の告示。	8. 1 9.	神明台輸送事務所改築（コンパクト化）本格稼働。 小学校拠点あき缶回収事業開始。
	10. 5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成4年7月4日施行）	10.16 12. 12. 4	資源ごみ分別収集モデル事業拡大（旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象） オフィス古紙リサイクルマニュアル作成。 事業系ごみ減量化・資源化説明会開催。

年	月日	一般事項	月日	ごみ・し尿処理関係
平成4年	9.25 10.23 11.1 11.11	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布（平成5年4月1日施行） 「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則」の公布（11月1日施行） 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会設置。 横浜市オフィス町内会設立。	3. 5.1 6.1 7.1	広報ビデオ「ごみ新時代」～減量化・資源化に向けて～作成。 グリーンコンポスト事業開始。 家庭用コンポスト容器購入助成事業開始。 北部リサイクルプラザ開設。
平成5年	2.25 3. 7.	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の公布（4月1日施行） 横浜市一般廃棄物処理推進計画、実施計画策定。 一般廃棄物処理基本計画策定。	3. 4. 6.17 9.～10 9.～1. 11.	缶・びんの分別収集市内30%で本格実施。 環境事業推進委員制度発足。 みなとみらい21リサイクル推進協議会設立。 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置。 各区不法投棄防止対策会議設置。 南本牧廃棄物最終処分場開設。
平成6年	11.6	港北区、緑区から青葉区、都筑区が誕生。	1.1 3.1 3.2 3. 4.1 6.24 6.～7. 9.14 10. 11.6	し尿処理及び浄化槽汚泥処理手数料の無料化。 長坂谷遊水池テニスコート建設。 横浜市庁内ごみ減量化・資源化推進本部の設置。 生ごみたい肥化実験プラントの設置。 神奈川輸送事務所改築（コンパクト化）本格稼働。 包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針策定。 粗大ごみからの冷媒用フロン回収、市内全域実施。 旭工場着工。 缶・びんの分別収集市内45%で実施。 行政区再編成により北部事務所を都筑事務所に、北部工場を都筑工場に、北部リサイクルプラザを青葉リサイクルプラザとする。
平成7年	3.24 6.5 6.16 6.29	「横浜市リサイクル施設条例」「同施行規則」の公布（4月1日施行） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成8年4月1日施行） 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の公布（12月15日第1段階施行、平成9年4月1日日本格施行） 「適正処理困難物の指定」について答申。（平成5年12月20日諮問）	2.1 2.27 3.31 4.1 6.1	長坂谷輸送事務所開設。（平成11年3月廃止） 泉事務所開設。 鶴見工場竣工。 鶴見リサイクルプラザ開設。 再生利用等促進物の指定（リターナブルびん及び事業系古紙）

年	月日	一般事項	月日	ごみ・し尿処理関係
平成7年	9.25 11.7	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の公布（平成8年4月1日施行） 「今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ処理のあり方」について答申。（平成6年7月25日諮問）	7.1 7.5 9.28 10.1 10.11	北部資源選別センターを緑資源選別センターとする。 戸塚資源選別センター稼働。 金沢工場着工。 鶴見資源化センター開設。 市内全域で「缶・びんの分別収集」実施。
平成8年	3.5 3.28 10.26 10.27	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則」の公布（4月1日施行） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成9年1月1日施行） 横浜市国際廃棄物フォーラム開催。 第7回国際廃棄物会議開催（11月1日まで）	5.15 7.10 10.15 10.25	再生利用等促進物の指定（アルミ缶、スチール缶、ワンウェイびん）（6月1日施行） 鶴見工場余熱利用施設「ふれ～ゆ」開館。 横浜市分別収集計画策定。 再生利用等促進物の指定（ペットボトル、紙パック）（平成9年4月1日施行）
平成9年	4.1 6. 6.18 8.29	減量推進担当部長の設置。 ごみ政策課、事業系ごみ対策課の設置。 減量推進課の再編。 一般廃棄物処理計画「第2期推進計画」の策定。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（第1次：12月17日施行、第2次：平成10年6月17日施行、第3次：平成10年12月1日施行） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」「同施行規則」の改正（12月1日施行、ダイオキシン対策）	1.1 3.31 7. 10.1	粗大ごみ収集有料化。 事業系ごみ全量有料化。 一般廃棄物収集運搬業の新規許可（24社） 神明台処分地暫定開放施設基本計画策定。 広報紙「はまごみフォーラム」発刊 資源ごみの分別収集を週1回に変更。併せて小さな金属類を分別収集品目に追加。
平成10年	6.5 12.25	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の公布（平成13年4月1日日本格施行） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成11年6月12日施行）	3.31 9. 9.26 12.18	緑資源選別センターB棟竣工。 環境事業局ホームページの開設。 ハマシーガル号（歩道清掃車）稼働。 保土ヶ谷工場ダイオキシン対策工事着手。
平成11年	9.24	横浜市リサイクル施設条例の一部改正（平成11年11月27日施行）	2. 3.31 3.31 10.23 11.27	ペットボトルの分別収集開始（緑・青葉・都筑区） 長坂谷輸送事務所廃止。 旭工場竣工。 神明台処分地スポーツ広場の開設 横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター（エコライフかながわ）開設。

年	月日	一般事項	月日	ごみ・し尿処理関係
平成12年			2. 1 2. 2	家庭ごみの排出を半透明袋に変更 ペットボトル分別収集地域を拡大 (港南区、戸塚区、栄区、泉区で開始し 7区で実施に)
		3.27 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適 正処理等に関する条例」の一部改正(平成 12年4月1日施行)	3.24	再生利用等促進物の指定(食品用発泡スチ ロールトレイ)(平成12年4月1日施行)
		5.31 「国等による環境物品等の調達の推進等 に関する法律」の公布(平成13年4月1日施 行)		
		「建設工事に係る資材の再資源化等に関す る法律」の公布(平成12年11月30日一部 施行)		
		6. 2 「循環型社会形成推進基本法」の公布(公 布の日から施行)		
		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の 一部改正(平成12年10月1日施行)		
		「浄化槽法」の一部改正(平成13年4月 1日施行)		
		6. 7 「食品循環資源の再生利用等の促進に関す る法律」の公布(平成13年5月1日施行)		
		「再生資源の利用の促進に関する法律」の 一部改正(平成13年4月1日施行)		
		7.26 ごみの減量化・資源化推進キャラクターを 「エコペン太」に決定。		
	8.14 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定 める省令」の公布	9.26	都筑工場ダイオキシン対策工事着手	
	12.25 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適 正処理等に関する条例」の一部改正(平成 13年4月1日施行)			
平成13年			1. 4 2. 2.14	粗大ごみ受付センターを開設。 栄工場休止。 ペットボトル分別収集地域を拡大(鶴見 区、神奈川区、西区、中区で開始し11区 で実施)
	3.28	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適 正処理等に関する条例」の一部改正(平成 13年4月1日施行)	3.30 4. 2 5.30 10.11	金沢工場竣工。 粗大ごみの持ち出し収集開始。 保土ヶ谷工場ダイオキシン対策工事完了。 青葉事務所開設。
	12.27	「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本 的な考え方」について答申。 (平成13年3月27日諮問)		
平成14年			3. 3. 5 3. 6	市内の主なスーパー・地域生協・百貨店と の間に「容器包装類等の削減に向けた環境 にやさしい取組み行動協定」を締結。(取 組期間:平成14年4月1日~平成19年 3月31日の5か年間)
			3.31	金沢資源選別センター開設。 ペットボトル分別収集全市実施。 (南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、 瀬谷の7区で開始)
		7. 8		神明台処分地7次 期開設工事完了。
		7.12		
	12.16	「使用済自動車の再資源化等に関する法 案」の公布。 「中期政策プラン」の策定。		

年	月日	一般事項	月日	ごみ・し尿処理関係			
平成15年	1. 8	「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」策定。	2.15 3.10 3.31 4. 1 6.27 8.25 10.6	家庭ごみ収集運搬業務の民間委託試行開始。（みなとみらい21地区の高層住宅） 都筑工場ダイオキシン対策工事完成。 金沢工場余熱利用施設建設工事完成。 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成事業開始。 金沢工場余熱利用施設「リネツ金沢」開館。 「粗大ごみインターネット受付窓口」開設。 分別収集品目拡大モデル事業開始。 中区の一部で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始（福富、関内地区） 西区の家庭ごみ収集運搬業務の委託を拡大（南北幸地区）			
	3.14	「循環型社会形成推進基本計画」の策定。					
	4.23	「ヨコハマはG30」推進本部設置。					
	5.30	「ヨコハマはG30」スタートダッシュイベント開催。					
	6.18	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成15年12月1日施行） 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」一部改正 「特定家庭用機器再商品化法」の公布。					
	10.17	「へら星人ミーオ」、「G30ロゴ」の決定。					
	10.22	「G30テーマソング(クレイジーケンバンド)」の決定。					
	平成16年	3. 5			「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成16年4月1日施行）。	3.31	自転車リサイクルセンターの廃止。 港北輸送事務所の廃止。
		4. 1			「市役所ごみゼロ」の取組が開始。	4. 1	持ち去り禁止条項の追加。 西区全域で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始
		4.28			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成16年10月27日施行）。	10. 1	南・港南・磯子・金沢・栄・泉区6区で分別収集品目拡大先行実施。
6.23		横浜市役所ISO14001認証取得。					
10.1		「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」及び「同要綱運用基準」の施行					
10.21		「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の一部改正					
12.1		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の一部改正。					
12.24		「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成17年4月1日施行） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成16年12月24日施行）					
平成17年	1. 1	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の本格施行。	3.31	磯子輸送事務所の廃止。			
	3.25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成17年4月1日施行）	4. 1 10.17 10.31 11.13	分別収集品目拡大全市実施。 中区全域で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始。 事業用仮設トイレから排出されるし尿収集有料化。 動物の死体の処理手数料の改正。 各収集事務所に産業廃棄物の「相談窓口」開設。 栄工場廃止。 金沢資源選別センター増築。 港北事務所移転。			
	4. 1	局名を「環境事業局」から「資源循環局」に変更。 「市役所ごみゼロ」における分別拡大（18分別）及びルート回収開始。					
	5.18	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（平成17年10月1日施行）。					
	6.24	「横浜市リサイクル施設条例」、「横浜市リサイクル条例施行規則」一部改正（同日施行）					
	9.20	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部改正（平成17年10月1日施行）。					
	9.30	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正（平成17年10月1日施行）。					

年	月日	一般事項	月日	ごみ・し尿処理関係
平成18年	2.10 3.10 6.2 12.25	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正(平成18年4月1日施行)。 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の一部改正 横浜市中期計画策定(新たなごみ量目標35%を設定)	11.9 11.13 11.16 11.22	緑資源選別センター(A棟)増築 金沢事務所移転 ハイブリッド収集車を4台導入 港南工場廃止。
平成19年	5.31 9.22 9.28	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の一部改正(平成19年9月1日一部施行) 港南事務所に「リサイクルひろば港南」開設 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正(一部は公布の日から、残りは平成20年5月1日施行) 都筑工場に「G30ひろばつづき」開設	5.1	栄区全域で家庭ごみ収集運搬業務の委託開始。
平成20年	1.21 5.1	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき喫煙禁止地区内において罰則(過料)の適用を開始 分別ルールを守らない市民・事業者に対する罰則制度の適用開始。	2.4	燃やすごみ(燃えないごみ・乾電池・スプレー缶)の収集回数を週3回から週2回へ変更(7・8月は週3回収集)。 古紙・古布の収集回数を月1回から原則月2回へ変更。